

重点手続に関する業務プロセス改革計画（当初計画）の実施状況（平成23～24年度）

府省名：法務省

手続分野名	登記関係手続		計画策定年月日	平成24年5月23日	
主な手続名と手続数	不動産登記の申請、不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、商業登記（株式会社）の申請、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求（5手続）				
1 成果指標・目標					
区分	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項			進捗状況（年度）	目標等の見直しについて（当初計画改定事項）
	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）		
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間（利用者がオンライン申請（情報入力）に要する平均的な時間）	登記関係手続は、その申請（請求）内容によって、申請（請求）情報の入力に要する時間が区々であることから、平均的な時間を算出することは困難であるとのことであった。	平成23年2月から運用を開始した登記・供託オンライン申請システムで提供する申請用総合ソフトは、広く国民の意見等を募集したほか、主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士の団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会からの意見・要望を取り入れて開発したものである。例えば、申請データの作成を24時間365日可能とするほか、複数の申請データの署名付与の操作を一括で行うことができる機能の開発等、利便性及び効率性の向上を図ってきている。今後も、引き続き利用者の意見を取り入れ、申請（請求）情報の入力に要する時間の効率化に努めてまいりたい。	平成24年度においても、引き続き、利用者の意見・要望等を取り入れ、下記2の取組事項等の③【共通】ア等の機能改善を行うなど、申請（請求）情報の入力に要する時間の効率化に努めている。	なし。
	オンライン申請に係る利用者の満足度	満足度76%（平成22年度）	基準値（現状）以上の満足度を目標とする（平成25年度）	上記のように、利用者の意見等を取り入れ、利用者の満足度の向上に努めている。	なし。
②行政運営の効率化に関する指標	業務処理に要する行政コストに関するもの（オンライン申請の受付1件当たりの整備経費と運用経費の状況）	1件当たり：28円（平成23年7月現在）	オンライン申請1件当たりの整備経費と運用経費の状況について、基準値（現状）よりも減少することを目標とする（平成25年度）	オンライン申請の利用件数の増加を図るとともに、1件当たりのシステムの整備経費と運用経費を抑え、行政コストの削減に努めている。	なし。
	業務処理に要する時間や業務量に関するもの（申請1件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数）	1件当たり：0.00067人（平成23年7月現在）	申請1件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数について、基準値（現状）よりも減少させることを目標とする（平成25年度）	オンライン申請の利用件数の増加を図るとともに、職員の業務処理体制を見直すなどして、業務処理の効率化に努めている。	なし。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率（インターネット等を通じて申請等を行った件数、総申請件数等に対する割合）	61.66%（平成22年度）	71%（平成25年度）	平成23年度における利用率は、67.69%である。	なし。
④その他					
2 取組事項等					
事項	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項	平成23～24年度における実施状況		取組を進める上での課題（取組が進んでいない場合、その原因・理由等）、利用者等の意見・要望等	取組事項の見直しについて（当初計画改定事項）
		取組事項の実施状況（実施時期）			
①手続の必要性の見直し	なし	—	—	—	なし。
②申請に必要な書類の削減・簡素化	<p>【不動産登記の申請】 不動産登記令第9条、第11条、不動産登記規則第36条、第37条、第44条により、一部の添付情報の提供を省略することができることとしている（継続）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 商業登記法第54条第2項第2号、第55条第1項第3号、第80条第5号、商業登記規則第37条、第103条第2項等により、一部の添付書類の提出を省略することができることとしている（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 登記所間において情報共有を行うことにより、添付情報（添付書類）の提供（提出）を省略することについて、問題点の洗い出しとその対応策の検討をしている（継続）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 不動産登記令第9条、第11条、不動産登記規則第36条、第37条、第44条により、一部の添付情報の提供を省略することができることとしている（継続実施中）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 商業登記法第54条第2項第2号、第55条第1項第3号、第80条第5号、商業登記規則第37条、第103条第2項等により、一部の添付書類の提出を省略することができることとしている（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 添付情報（添付書類）の提供（提出）の省略については、不動産登記の申請における会社・法人の代表者の資格証明情報の省略や商業登記の申請における会社・法人の登記事項証明書の省略について検討するとともに、実現に当たって必要となるシステム開発のための予算を要求しているところである。</p>	なし。	なし。	なし。
③申請システムの使い勝手の向上等	<p>【共通】 ア 登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、LAN環境等により複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように、機能改善を行う（平成24年度）。</p> <p>イ 登記・供託オンライン申請システム又は登記情報提供サービスのシステムダウンに備え、業務代行システムの構築を行う（平成25年度までに）。</p> <p>ウ 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムについて、OSやWebブラウザのバージョンアップに伴う検証・対応を速やかに行う（継続）。</p> <p>エ 登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに対する問合せは、午前中の問合せが多い傾向があることから、同時間帯に多くのオペレータを配置して対応している（継続）。</p> <p>オ 登記・供託オンライン申請システムのヘル</p>	<p>【共通】 ア 登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、LAN環境等により複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように、機能改善を行っている（平成24年度末目途）。</p> <p>イ 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムのシステムダウンに備え、平成24年度から2か年の予定で、業務代行システムの構築を行っている（平成25年度までに）。</p> <p>ウ 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムについて、OSやWebブラウザのバージョンアップに伴う検証を行っている（継続実施中）。</p> <p>エ 登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに対する問合せは、午前中の問合せが多い傾向があることから、同時間帯に多くのオペレータを配置して対応している（継続実施中）。</p> <p>オ 登記・供託オンライン申請システムのヘル</p>	なし。	なし。	なし。

	<p>ブデスクに寄せられた意見・要望等については、当該意見・要望等を分析の上、システムの改善の検討に活かしている（継続）</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 不動産登記の登記事項証明書等の請求情報の作成に必要な物件情報をダウンロードすることができるオンライン登記情報検索サービスについて、同一所在地番区域に限らず、検索した結果を10件まで同一ファイル内に集約して、請求情報に取り込むことができるよう、機能改善を行う（平成24年度）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち、ウェブ上で請求できる仕組みについては、平成23年2月から運用を開始している登記・供託オンライン申請システムにおいて、「かんたん証明書請求」での登記事項証明書等のオンライン請求を可能としており、これにより、格段の操作性の向上が図られている（継続）。</p> <p>イ 登記情報提供システムについて、更なる機能向上を図るほか、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間の拡大を図る（平成24年度）。</p>	<p>ヘルプデスクに寄せられた意見・要望等については、当該意見・要望等を分析の上、システムの改善の検討に活かしている（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 不動産登記の登記事項証明書等の請求情報の作成に必要な物件情報をダウンロードすることができるオンライン登記情報検索サービスについて、同一所在地番区域に限らず、検索した結果を10件まで同一ファイル内に集約して、請求情報に取り込むことができるよう、機能改善を行っている（平成24年度末を目途）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち、ウェブ上で請求できる仕組みについては、平成23年2月から運用を開始している登記・供託オンライン申請システムにおいて、「かんたん証明書請求」での登記事項証明書等のオンライン請求を可能としており、これにより、格段の操作性の向上が図られている（継続実施中）。</p> <p>イ 登記情報提供システムについて、更なる利便性の向上を図るため、法人登記情報のデータ量制限を緩和するとともに、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間を拡大することとした（平成24年度末までに）。</p>		
④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	<p>【不動産登記の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続実施中）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続実施中）。</p>	なし。	なし。
⑤バックオフィス業務の見直し	<p>【不動産登記の申請】 オンライン申請に係る登記完了証の交付について、従前は電子データによる交付（ダウンロード）のみであったところ、平成23年6月から、登記所の窓口で書面の登記完了証の交付を可能とする制度改正を実施した（継続）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 ア オンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、従前は郵送による交付のみであったところ、平成23年4月から、登記所の窓口で登記事項証明書等を受け取ることを可能とする制度改正を実施した（継続）。</p> <p>イ 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としている（継続）。</p> <p>ウ 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている（継続）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 オンライン申請に係る登記完了証の交付について、従前は電子データによる交付（ダウンロード）のみであったところ、平成23年6月から、登記所の窓口で書面の登記完了証の交付を可能とする制度改正を実施した（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 ア オンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、従前は郵送による交付のみであったところ、平成23年4月から、登記所の窓口で登記事項証明書等を受け取ることを可能とする制度改正を実施した（継続実施中）。</p> <p>イ 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としている（継続実施中）。</p> <p>ウ 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている（継続実施中）。</p>	なし。	なし。
⑥経済的インセンティブの向上等	<p>【共通】 オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書等の交付請求は、ペイジーによる電子納付を可能としている（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】 電子情報処理組織を使用して、不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記の申請が電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。）の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。）を控除する（継続）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 電子情報処理組織を使用して、株式会社の設立の登記の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。）を控除する（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 登記の申請の際に納付した登録免許税に過</p>	<p>【共通】 オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書等の交付請求は、ペイジーによる電子納付を可能としている（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記の申請】 電子情報処理組織を使用して、不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記の申請が電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。）の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。）を控除する（継続実施中）。</p> <p>なお、本措置は、平成25年3月31日までとなる見込みである（「新たなオンライン利用に関する計画」Ⅲ7において、平成24年度までの措置とされているため）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 電子情報処理組織を使用して、株式会社の設立の登記の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。）を控除する（継続実施中）。</p> <p>なお、本措置は、平成25年3月31日までとなる見込みである（「新たなオンライン利用に関する計画」Ⅲ7において、平成24年度までの措置とされているため）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 登記の申請の際に納付した登録免許税に過</p>	なし。	なし。

	<p>誤納があった場合、従前は申請人に還付手続がされるところ、平成21年6月から、申請代理人に代理受領されたい旨の委任状の添付があれば、当該申請代理人に対して還付手続が行うことができるとされた（継続）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】 オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている（継続）。</p>	<p>過誤納があった場合、従前は申請人に還付手続がされるところ、平成21年6月から、申請代理人に代理受領されたい旨の委任状の添付があれば、当該申請代理人に対して還付手続が行うことができるとされた（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】 オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている（継続実施中）。 また、オンラインにより請求した不動産登記又は商業・法人登記に係る登記事項証明書等の登記所庁舎外での受取りを可能とする試行を開始した（平成24年10月から）。</p>		
⑦広報・普及啓発	<p>【共通】 ア ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請（請求）制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請の利用促進に努める（継続）。</p> <p>イ 研修の実施、手引書の配布など職員に対する意識の向上に努める（継続）。</p>	<p>【共通】 ア ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請（請求）制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請の利用促進に努める（継続実施中）。</p> <p>イ 職員が窓口等においてオンライン申請の利用動機を適切に行うことができるように、研修の実施、手引書の配布などを行い、職員に対する意識の向上に努める（継続実施中）。</p>	なし。	なし。
⑧その他	<p>【共通】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち、①地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年1月に、また、②政府認証基盤（GPKI）の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年7月に実施した（継続）。</p> <p>イ 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している（継続）。</p> <p>ウ 国の行政機関、地方公共団体に対して、オンライン申請の積極的な利用を要請している（継続）。</p> <p>エ ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請（請求）制度に関するリーフレット等を用意するなどして、申請（請求）に係る情報提供の充実に努めている（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 セキュリティの確保されている国専用のネットワークである霞が関WAN又は地方公共団体専用のネットワークであるLGWANでのオンライン登記嘱託に対応するため、登記・供託オンライン申請システムのネットワーク構成の見直しを行い、必要な資源配信・情報提供の仕組みを構築する（平成24年度）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 書面で登記の申請をする場合において、登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体による提出に代えて、登記・供託オンライン申請システムを利用して、電子署名を要しないで事前に登記すべき事項を送信する方法を平成23年8月15日から導入している（継続）。</p>	<p>【共通】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち、①地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年1月に、また、②政府認証基盤（GPKI）の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年7月に実施した。</p> <p>イ 日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会との会議等を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している（継続実施中）。</p> <p>ウ 各種会議等を通じ、国の行政機関、地方公共団体に対して、オンライン申請の積極的な利用を要請している（継続実施中）。</p> <p>エ ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請（請求）制度に関するリーフレット等を用意するなどして、申請（請求）に係る情報提供の充実に努めている（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ、オンライン申請の積極的な利用を要請している（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 セキュリティの確保されている国専用のネットワークである霞が関WAN又は地方公共団体専用のネットワークであるLGWANでのオンライン登記嘱託に対応するため、登記・供託オンライン申請システムのネットワーク構成の見直しを行い、必要な資源配信・情報提供の仕組みを構築している（平成24年度末用途）。</p> <p>なお、本年度中に仕組みの構築ができるよう、地方公共団体等の協力を得て、テストを実施している。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 書面で登記の申請をする場合において、登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体による提出に代えて、登記・供託オンライン申請システムを利用して、電子署名を要しないで事前に登記すべき事項を送信する方法を平成23年8月15日から導入している（継続実施中）。</p>	なし。	なし。
3 その他（検討体制・基本的考え方等共通事項の見直し（当初計画改定事項））				
なし。				

（記載要領）

- 本表は、平成23年度及び平成24年度における業務プロセス改革計画（当初計画）の実施状況（取組の進捗状況等）を把握し、必要に応じ、改革計画の改定（取組事項・実施事項の見直し、成果指標・目標・達成時期の見直し等）に資するものである。「業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項」は、当初計画の関係部分を転記すること。なお、平成24年度の実施状況に関しては、フォローアップの時点において把握している範囲内で記載すればよい。
改革計画の改定の観点（例）としては、①成果指標・目標が設定されていない又は不明確なものについては指標や目標の明確化、②成果指標の進捗状況や利用者等の意見・要望等を踏まえた目標設定の見直し（上方・下方修正）、新たな成果指標・目標の設定等の追加、③取組事項の実施状況や利用者等の意見・要望等を踏まえた取組事項の見直し（追加や修正、実施時期の見直し等）、④その他制度・手続・システム等の見直し等に伴う取組事項等の追加・修正等が想定される。
- 「1 成果指標・目標」の「進捗状況（年度）」については、業務プロセス改革計画で設定された区分ごとの目標に照らして、どのような状況となっているか可能な限り定量的に記載すること。同項の「目標等の見直しについて」は、実績値等を踏まえ、成果指標や目標を改定する必要がある場合には、その理由・背景事情、見直しの方向性等を記載すること。また、当初計画で指標や目標を設定しておらず、今後設定することとしている手続については、設定の状況等を記載すること。
- 「2 取組事項等」の「平成23～24年度における実施状況」については、業務プロセス改革（当初計画）で定められた取組事項について、具体的にいつ、どのように実施しているか記載する。また、計画どおり取組が進んでいない場合、その原因・理由等を記載するほか、改革計画について利用者等から意見・要望があれば追記する。同項の「取組事項の見直し」については、進捗状況、利用者等からの意見・要望等を踏まえ、当初計画を改定する必要がある場合、その内容等を記載すること。

重点手続に関する業務プロセス改革計画（当初計画）の実施状況（平成 23～24 年度）

府省名：法務省

手続分野名	輸出入・港湾関係手続		計画策定年月日	平成 24 年 5 月 23 日	
主な手続名と 手続数	船員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請、船舶の長による乗員名簿の提出等（2 手続）				
1 成果指標・目標					
区分	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項			進捗状況（年度）	目標等の見直しについて （当初計画改定事項）
	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）		
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に係る満足度	—	約 90%の利用率があり、特段の不满等もないことから、現状の維持に努めることとし、民間利用者との意見交換の中で意見、要望を受けた場合はそれらを検討し、必要に応じてプログラムの改善に資することにより国民の利便性を向上させる。	平成 23 年度における利用率は乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可は 90.44%、船舶の長による乗員名簿の提出等は 99.18%と高い水準であり、特段の不满等もない。	利用率の水準を満足度の指標とし、基準値として「利用率 90%」を設定する。
	オンライン申請に要する時間	—（府省共通ポータルにおいて、港湾関連の申請等については他省庁と情報を共有していることから、当局のみの平均的な時間を算出することは困難である。）	平成 20 年 10 月 12 日から運用を開始した府省共通ポータルは、港湾関連手続の簡素化・迅速化のため、関係省庁の共通入口として、利用者 ID・パスワードの統一、申請画面・入力方法等の統一、各システムからの情報提供窓口の一元化、システム利用申込窓口の一元化を図り開発されたものである。約 90%の利用率があり、特段の不满等もないことから、現状の維持に努めることとし、利用者からの要望等については、NACCS 及び関係省庁への協議も含め検討する。	申請に要する時間に関し、利用者から特段意見は寄せられていない。	なし（現状維持）。
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請 1 件当たりの費用	75円（平成22年度）	今後ともオンライン利用率の維持に努めることにより、現状の費用対効果を下げることがないよう努める。	利用率は増加しており、費用対効果は維持できている。	なし（現状維持）。
	事務処理時間	持参又は郵送：2分 オンライン：20秒（平成20年10月の府省共通ポータルとの連携開始から現在までほぼ同じ時間）	入力作業、許可書作成等に係る時間については、すでに十分な削減がなされ、適正な事務処理を維持しつつ事務の効率化を実現しているところ、今後も基本様式 4 に掲げる取り組みを維持し、今後、利用者の要望や費用対効果等を踏まえ、継続的に検討する。	事務処理時間は維持できている。	なし（現状維持）。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率	90.67%（乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請）98.79%（船舶の長による乗員名簿の提出等）（平成 22 年度）	オンライン利用率の維持に努める。	平成 23 年度における乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可は 90.44%、船舶の長による乗員名簿の提出等は 99.18%である。	なし（現状維持）。
④その他					
2 取組事項等					
事項	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項	平成 23～24 年度における実施状況		取組事項の見直しについて （当初計画改定事項）	
		取組事項の実施状況（実施時期）	取組を進める上での課題（取組が進んでいない場合、その原因・理由等）、利用者等の意見・要望等		
①手続の必要性の見直し	—	なし。	なし。	なし（現状維持）。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	府省共通ポータルとの連携により、1 度の入力で一括して書類を提出できる手続の範囲を拡充している（平成 20 年 10 月の府省共通ポータルの運用開始から実施し、現在継続中）。	府省共通ポータルとの連携により、概ね電子による申請が行われており、年々利用率は増加傾向にあるところ、継続して府省共通ポータルとの連携を図っている。また、下記③申請システムの使い勝手の向上等欄のとおり、電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化について検討している。	なし。	なし（現状維持）。	
③申請システムの使い勝手の向上等	既存の民間利用者との意見交換の場を利用した要望の把握に努める（随時実施）。	NACCS においては、平成 29 年度にシステムを更改予定であり、それに向けて定期的に民間利用者と会議を開催し、利用者からの要望ヒアリング等を実施している。一方、NACCS と官側との間でも定期的に会議が行われ、その場を利用して乗員上陸許可支援システムに係る要望を把握している状況である。そこで、乗員上陸許可支援システムの改善要望として、電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化が出ている（申請情報の重複が多いため）。	利用者からの改善要望である、電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化の実現については、一括申請された情報を乗員上陸許可支援システムで受信するにあたり、従来のインターフェースを変更する必要があるか、審査の方法は変更となるのか、仕様変更の際のコストはどの程度か等多くの検討課題がある。	なし（当初計画を維持しつつ、NACCS との連携を強化し、引き続き利用者のユーザビリティ向上のために上記課題の解決方法を明確にした上で、申請の一括化を図るかどうかの検討を進める。）	
④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	—	—	—	—	
⑤バックオフィス業務の見直し	—	—	—	—	
⑥経済的インセンティブの向上等	手数料は無料である（手続開始以来無料であり、現在継続中）。	なし（現状維持）。	なし（現状維持）。	なし（現状維持）。	
⑦広報・普及啓発	システムの運用開始から、研修・会議等やホームページ等を活用して広報活動を行ってきたこともあり、船舶代理店等の利用者及び職員への周知は一定の効果が得られていると考えているところであるが、今後とも現在の利用率を維持及び向上させるため、啓発活動を行っていく（ホームページ掲載については通年、研修・会議等については随時実施）。	法務省ホームページの掲載については通年行っているところであるが、府省共通ポータルのサイトにおいても利用者向けの手順書や民間利用者のシステム化の参考となる仕様書を公開し、電子申請の促進に努めているところである。	なし。	なし（現状維持）。	
⑧その他		なし。	なし。	なし。	
3 その他（検討体制・基本的考え方等共通事項の見直し（当初計画改定事項））					
「検討・推進体制」について、「〇 P J M O 担当部局」内の「入国管理局総務課出入国情報管理室」を「入国管理局出入国管理情報官」に改定（平成 24 年 7 月 9 日付け組織変更。）し、「〇 制度関係・業務関係・組織関係の担当部局」内の「入国管理局参事官室」を「入国管理局参事官」に改定（訂正）する。					

（記載要領）

1 本表は、平成 23 年度及び平成 24 年度における業務プロセス改革計画（当初計画）の実施状況（取組の進捗状況等）を把握し、必要に応じ、改革計画の改定（取組事項・実施事

項の見直し、成果指標・目標・達成時期の見直し等)に資するものである。「業務プロセス改革計画(当初計画)で定められた事項」は、当初計画の関係部分を転記すること。なお、平成24年度の実施状況に関しては、フォローアップの時点において把握している範囲内で記載すればよい。

改革計画の改定の観点(例)としては、①成果指標・目標が設定されていない又は不明確なものについては指標や目標の明確化、②成果指標の進捗状況や利用者等の意見・要望等を踏まえた目標設定の見直し(上方・下方修正)、新たな成果指標・目標の設定等の追加、③取組事項の実施状況や利用者等の意見・要望等を踏まえた取組事項の見直し(追加や修正、実施時期の見直し等)、④その他制度・手続・システム等の見直し等に伴う取組事項等の追加・修正等が想定される。

- 2 「1 成果指標・目標」の「進捗状況(年度)」については、業務プロセス改革計画で設定された区分ごとの目標に照らして、どのような状況となっているか可能な限り定量的に記載すること。同項の「目標等の見直しについて」は、実績値等を踏まえ、成果指標や目標を改定する必要がある場合には、その理由・背景事情、見直しの方向性等を記載すること。また、当初計画で指標や目標を設定しておらず、今後設定することとしている手続については、設定の状況等を記載すること。
- 3 「2 取組事項等」の「平成23~24年度における実施状況」については、業務プロセス改革(当初計画)で定められた取組事項について、具体的にいつ、どのように実施しているか記載する。また、計画どおり取組が進んでいない場合、その原因・理由等を記載するほか、改革計画について利用者等から意見・要望があれば追記する。同項の「取組事項の見直し」については、進捗状況、利用者等からの意見・要望等を踏まえ、当初計画を改定する必要がある場合、その内容等を記載すること。